都市公園施設個別施設計画

令和3年2月

福岡県建築都市部公園街路課

目 次

1	計画の背景と目的	1
(1)背景	1
(2	2) 目的	1
(3	3) 計画期間	1
(4	1)計画対象施設	1
2	計画対象施設の現状	2
3	維持管理手法	3
(1)予防保全型管理	3
(2	2) 事後保全型管理	4
4	対策の優先順位の考え方	5
(1) 予防保全型管理を行う公園施設	5
(2	2) 事後保全型管理を行う公園施設	5
5	対策の内容・実施時期・費用の概算	6
(1	.) 対策の内容・実施時期	6
	2)対策費用の概算	

1 計画の背景と目的

(1) 背景

県では、令和2年度現在、県内9か所の県営公園(福岡県営都市公園)を管理している。明治9年開園の東公園をはじめ、県営公園の多くは開園から30年以上経過しており、公園施設の老朽化が進んでいる。今後、老朽化した公園施設の増加により、重大な事故や施設機能の停止等の発生するリスクが高まることが懸念される。

このため、公園施設の状況を的確に把握し、適切な時期に適切な修繕や更新を行っていくことが重要であるが、これらに要する費用の更なる増加が予想される。このような中で、レクリエーションの場、災害発生時の避難地、地域コミュニティ活動の拠点といった県営公園の持つ多様な機能を維持するとともに、公園利用者が安全に安心して利用できるようにするためには、限られた予算の中で施設の維持管理を計画的に行うストックマネジメントの取組みが必要である。

(2)目的

都市公園に係る個別施設計画は、多種多様で膨大な数の公園施設を対象とすることから、全ての公園施設を画一的に取り扱うのではなく、個々の施設の価値や重要性、 老朽化の進行状況などを考慮しながら、計画的かつ効率的な点検・調査及び補修・更新を実施し、メリハリのあるストックマネジメントを行うことを目的とする。

(3)計画期間

計画期間は、令和8年度(2026年度)までとする。

(4)計画対象施設

計画対象施設は、県が管理する都市公園の公園施設とする。公園施設の分類と種類は、表1のとおり。

分類	種類
園路広場	舗装、縁石、階段、橋梁など
修景施設	日陰たな、噴水、彫像、灯篭など
休養施設	休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場など
遊戲施設	ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジムなど
運動施設	野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場など
教養施設	植物園、動物園、水族館、野鳥観測所など
便益施設	飲食店、売店、宿泊施設、駐車場、便所など
管理施設	門、柵、管理事務所、照明施設、擁壁など
その他施設	展望台、集会所、備蓄倉庫など

表1 公園施設の分類と種類

2 計画対象施設の現状

計画対象となる県営公園の種別、開園時期等は、表2のとおり。

表 2 計画対象の公園

No.	公園名	住所	公園種別	供 用面 積	開園
1	東公園	福岡市博多区東公園	総合	7. 0ha	明治 9 年
2	西公園	福岡市中央区西公園	風致	17. 0ha	明治 14 年
3	大濠公園	福岡市中央区大濠公園	総合	39. 8ha	昭和4年
4	中央公園	北九州市小倉北区、八幡東区、戸畑区	総合	40. 6ha	昭和 27 年
5	筑豊緑地	飯塚市仁保、鹿毛馬	広域	50. 8ha	昭和 31 年
6	春日公園	春日市原町3丁目	総合	30. 0ha	昭和 56 年
7	名島運動公園	福岡市東区名島2丁目	近隣	5. 2ha	昭和 57 年
8	天神中央公園	福岡市中央区天神1丁目、西中洲	近隣	3. 1ha	平成 元 年
9	筑後広域公園	筑後市大字津島、みやま市瀬高町本郷	広域	87. 1ha	平成 17 年
		計		280. 6ha	

3 維持管理手法

都市公園には、多種多様で膨大な数の公園施設が設置されており、素材や構造、規模などもそれぞれ異なるため、画一的な維持管理ではなく、それぞれの公園施設の特性に応じた効果的な維持管理を行う。

その維持管理手法については、安全性の確保やライフサイクルコストの縮減などの 観点から「予防保全型管理」による維持管理を基本としつつ、劣化・損傷による影響 が小さい施設については、「事後保全型管理」による維持管理を行うこととする。

(1)予防保全型管理

予防保全型管理とは、施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し、長持ちさせることを目的として、計画的に対策を行うようにして管理することである。予防保全型管理を行う公園施設は、劣化や損傷により公園利用者等に重大な影響を与える可能性のある施設であり、野球場、陸上競技場などの建築物、橋梁、擁壁などの土木構造物や遊具が、これに該当する。

予防保全型管理を行う公園施設については、構造材、消耗材等の劣化や損傷の状況を確認するための健全度調査を実施し、表3の評価基準により施設の総合的な健全度判定を行い、健全度に応じて、計画的に対策を実施する。なお、法定点検や定期点検*を実施しているものについては、その点検結果に基づき、健全度を判定することとする。

※ 公園施設については、電気事業法、建築基準法、消防法等で定められた法定点検を行っており、また、遊具については、国土交通省の「都市公園の遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)・別添:子供が利用する可能性のある健康器具系施設」や一般社団法人日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準」に基づき、専門技術者による定期点検を実施している。

健全度 ・全体的に健全である。 Α ・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理する。 ・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・緊急の補修の必要性はないが、維持保全で管理する中で、劣化部分 В について定期的な観察が必要である。 ・全体的に劣化が進行している。 С ・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには、 部分的な補修又は更新が必要である。 ・全体的に劣化が顕著である。 ・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止又は緊急な D 補修若しくは更新が必要である。

表 3 健全度判定の評価基準

(2) 事後保全型管理

事後保全型管理とは、施設の日常的な維持保全や点検を行いながら、施設の機能が 果たせなくなった段階で対策を実施するようにして管理することである。事後保全型 管理を行う公園施設は、劣化や損傷による公園利用者等への影響が小さい施設であり、 舗装、汎用品のベンチ、メッシュフェンスなどが、これに該当する。

なお、公園施設の日常的な維持保全や点検については、国土交通省の「公園施設の 安全点検に係る指針」に基づいて実施する。

維持管理手法の分類とその対象公園施設を整理すると、表4のとおりである。

表 4 維持管理手法の分類とその対象公園施設

分 類	予防保全型管理	事後保全型管理		
考え方	劣化や損傷により公園利用者等に重 大な影響を与える可能性のある施設	劣化や損傷による公園利用者等への 影響が小さい施設		
管理方法	法定点検や定期点検などにより施設 の劣化等の状況を把握し、その進行 を未然に防止するよう計画的に対策 を実施する。	施設の機能が果たせなくなった段階 で対策を実施する。		
対象公園施設	野球場、橋梁、遊具など	舗装、ベンチ、柵など		

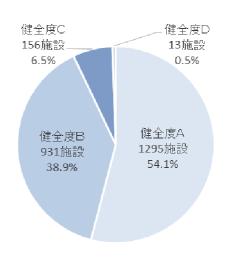
4 対策の優先順位の考え方

(1) 予防保全型管理を行う公園施設

予防保全型管理を行う公園施設については、定期的に健全度判定を行い、その結果を基に、各公園施設の利用状況等を考慮して対策の優先順位を設定する。施設の劣化や損傷が著しく、事故などの危険性が懸念される場合は、最優先に対策を実施する。

なお、令和2年度に健全度判定を実施した結果は、図1のとおりであり、対象とした2,395 施設のうち、健全度Aが1,295 施設(54.1%)、健全度Bが931 施設(38.9%)、健全度Cが156 施設(6.5%)、健全度Dが13 施設(0.5%)となっている。

図1 健全度別の割合 (令和2年度調査)



■健全度A ■健全度B ■健全度C ■健全度D

(2) 事後保全型管理を行う公園施設

事後保全型管理を行う公園施設については、対策の優先順位を設定せず、日常的な 点検により劣化や損傷の状態を確認し、施設の機能が果たせなくなった段階で対策を 実施する。

5 対策の内容・実施時期・費用の概算

(1)対策の内容・実施時期

対策内容及び実施時期は、表5のとおり。なお、予防保全型管理を行う公園施設の健全度判定については、概ね5年ごとに行うこととし、次回は、令和7年度 (2025年) に実施する予定である。

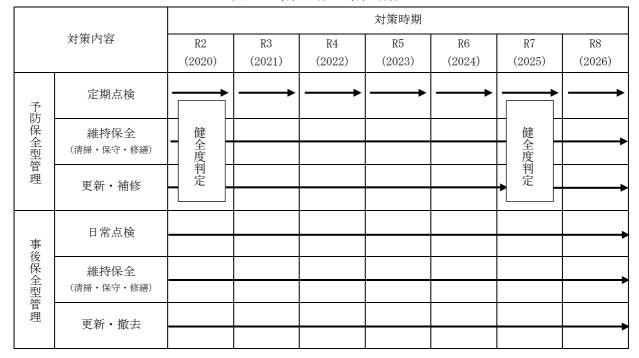


表 5 対策内容と対策時期

※修繕:部分的な修復や消耗材の部品交換などを行うことをいう。

※補修:施設の寿命を延ばすことを目的に大規模な修理や交換を行うことをいう。

(2)対策費用の概算

対策費用の概算は、表6のとおり。

表6 対策費用の概算

(単位:百万円)

年度施設種類	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和3年度~8年度
	(2017 年度)	(2018 年度)	(2019年度)	(2020 年度)	(2021年度~2026年度)
県営都市公園	696	530	476	640	3, 253

※各年度の金額は、予防保全型管理及び事後保全型管理を行う公園施設に係る対策費用の合計である。 令和2年度(2020年度)以降の金額は、概算であり、実際の予算や事業費等とは異なる。